

山形市地域公共交通計画見直し支援業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

山形市では、自家用車に頼らなくても誰もが快適に移動できる環境を構築することを目的に、令和2年度に、山形市地域公共交通計画（以下「現計画」という。）を策定し、おおむね15年後の令和17年を見据えた、本市が目指す公共交通の在り方として、「公共交通ネットワークビジョン（以下、「ビジョン」という。）」を掲げるとともに、ビジョンの段階的な実現に向け、計画期間の5年間で実行可能な、地域の移動手段を確保・充実するための各種施策を展開している。

そのような中、地域公共交通を取り巻く環境は大きく変化しており、令和7年度に現計画の最終年次を迎えることから、これまでの取組を検証した上で、国から示された「地域公共交通計画」の実質化に向けたアップデートガイダンス（以下「ガイダンス」という。）の趣旨を適切に反映しながら、地域の実情に見合った内容へと現計画を見直す必要がある。

本業務は、現計画を見直し、令和8年度から12年度までの5年間において、ビジョンの実現に向けた内容を取りまとめ、次期山形市地域公共交通計画（以下「次期計画」という。）の策定に係る支援を行うものであり、その事業選定を目的として、山形市地域公共交通計画見直し支援業務公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）に基づき、公募を行うものである。

2 委託業務

- (1) 業務名 山形市地域公共交通計画見直し支援業務委託
- (2) 委託者 山形市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）
- (3) 業務内容 別紙の山形市地域公共交通計画見直し支援業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月31日までとする。
- (5) 委託金額 上限金額は8,849,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

3 参加資格

当該業務の公募型プロポーザルに参加する者（以下、「参加者」という。）は、以下の要件を全て満たす単体企業とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 山形市暴力団排除条例（平成23年山形市条例第25号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 税の滞納がないこと。

- (6) 令和2年度から令和6年度（過去5年間）において、本業務と同種の業務の実績を1件以上有する者。なお、同種の業務とは人口20万人以上（令和2年度国勢調査）の自治体又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく協議会（複数の自治体で構成される協議会を含む）が発注した「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条の規定に基づく地域公共交通計画」の策定支援業務及び「平成21年3月16日都市・地域総合交通戦略要綱第3条の規定に基づく都市・地域総合交通戦略」の策定支援業務とする。
- (7) 次に掲げる要件を全て満たす管理技術者を配置できること。
- ア 技術士（建設部門「都市及び地方計画」又は総合技術監理部門に限る。）又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者で、参加者と正規雇用関係にあるもの。
- イ 令和2年度から令和6年度（過去5年間）に完了した業務において、自治体又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会（複数の自治体で構成される協議会を含む）が発注した「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条の規定に基づく地域公共交通計画」の策定支援業務を1件以上完了させた実績を有する者であること。

4 実施スケジュール

日 時	内 容
公募開始及び資料等の公開	令和7年5月2日（金）
実施要領及び仕様書に関する質問の受付期限	令和7年5月12日（月）午後5時
質問に対する回答	令和7年5月15日（木）
参加申込受付期限	令和7年5月20日（火）午後5時
参加要件適格通知 企画提案書等の提出期限	令和7年5月23日（金）午後5時
書類審査結果の通知（※書類審査を実施した場合） プレゼンテーションの実施通知	令和7年5月30日（金）
審査委員会（プレゼンテーション）の開催	令和7年6月4日（水）
審査結果通知	令和7年6月上旬
契約締結	令和7年6月中旬

5 実施要領及び仕様書等に関する質問

本プロポーザルに関する質問がある場合は、下記により質問すること。ただし、審査に支障を来す質問、評価基準及び他の参加者に関する質問は受け付けない。

- (1) 受付期間 令和7年5月2日（金）～5月12日（月）午後5時まで
- (2) 質問方法 質問書（様式1）を使用し、電子メールにより提出すること。電子メールにより提出した場合は、その旨を事務局へ電話で連絡すること。
- (3) 事務局 〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市企画調整部公共交通課地域交通戦略係内 協議会事務局
電話：023-641-1212（内線928）
電子メール：kotsu@city.yamagata-yamagata.lg.jp

※メールの件名は、「(質問) 山形市地域公共交通計画見直し支援業務」とすること。

(4) 回答日時 令和7年5月15日(木)まで

(5) 回答方法 山形市公式ホームページに掲載
ホームページURL

<http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp>

[/jigyosya/nyusatsu/1006744/1008055/1016200.html](http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/jigyosya/nyusatsu/1006744/1008055/1016200.html)

6 参加申込及び参加要件適格確認

(1) 申込期間 令和7年5月2日(金)～5月20日(火)午後5時

(2) 申込方法 提出書類を郵送(締切日必着)又は持参(持参する場合は、土日、祝日を除く午前9時～午後5時まで)

(3) 提出書類 ア 参加申込書(様式2)

イ 会社概要書(様式3)

ウ 誓約書(様式4)

エ 秘密保持誓約書(様式5)

オ 管理技術者調書(様式6)

カ 直近3ヶ月以内に発行された、法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書並びに山形市に本社・支社がある者は法人市民税及び固定資産税に未納がないことの証明書

(4) 提出部数 正本1部

(5) 提出先 〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市企画調整部公共交通課地域交通戦略係内 協議会事務局

(6) 参加要件適格確認

上記の6(3)で提出された書類について、参加要件適格が確認された者に対しては、参加要件適格通知書により通知を行う。参加要件を満たしていない者に対しては、参加要件不適合通知書により通知を行い、プロポーザルへの参加を認めない。

7 企画提案書等の提出

上記「6 参加申込及び参加要件適格確認」により参加要件適格の通知を受けた者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限 令和7年5月23日(金)午後5時

(2) 提出方法 提出書類を郵送(締切日必着)又は持参(持参する場合は、土日、祝日を除く午前9時～午後5時まで)

(3) 提出書類 ア 企画提案書(様式7)

イ 業務実施体制書(様式8)

ウ 経費見積書(様式9)

(4) 提出部数 ア 7部(正本1部、正本の写し6部)

イ 企画提案書等のデータ（Microsoft office 形式）を入れたＣＤ－Ｒ
又はＤＶＤ－Ｒ １部

(5) 提出先 〒990-8540 山形市旅籠町二丁目３番２５号

山形市企画調整部公共交通課地域交通戦略係内 協議会事務局

(6) 企画提案書作成上の留意事項

ア 企画提案書の様式は、Ａ４用紙（両面印刷）とし、ページ番号を付与すること。また、８ページ以内に収め、できる限り簡易な表現（図表・画像等を含む。）を用いて作成すること。

イ プロポーザル審査会では、公平性を期するために法人名を伏せて審査を行う。そのため、法人名は様式中の所定の箇所にのみ記載し、その他ロゴマーク等法人が特定されるものは記載しないこと。

ウ 企画提案書は、「エ 提案項目」に沿って記載すること。また、「別表 評価基準表」の視点に沿って、わかりやすく具体的に記載すること。

エ 提案項目

項 目	記入内容
(ア) 実施方針	山形市の地域や公共交通の状況、特性を確認・把握し、調査分析し、当該業務を遂行する場合の基本的な方針を記載する。
(イ) 作業工程	仕様書「４ 業務内容」及び「１２ 想定スケジュール」に基づき、業務開始から完了までの詳細スケジュール及び業務フローを記載する。
(ウ) 作業イメージ	(イ) で記載した作業工程（各工程）における作業イメージを記載する。なお、作業イメージの記載にあたっては、以下のことにも留意すること。 ※上位・関連計画を所管する機関や、関係する交通事業者、福祉・観光団体等との調整・ヒアリングの手法及び内容 ※各種調査の視点、調査方法、データに基づく公共交通の位置づけ・役割などをまとめた調査結果の分析方法 ※整理・調査・分析工程から目標・施策検討へのプロセス
(エ) 担当職員との調整	協議会担当者と、どのように調整、打合せを行うかを記載する。
(オ) 工夫提案	仕様に記載するもののほか、参加者の実績、ノウハウ、他事例等を活かした有効な手法についても、積極的に提案・記載する。ただし、有料オプションなど、別途費用を必要とするものについては、経費見積書に含むこと。

8 審査

山形市地域公共交通計画見直し支援業務委託業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、「別表 評価基準表」に基づき評価を行う。なお、各審査委員の配点合計の6割を最低基準点とする。

（１）書類審査

6 者以上から企画提案書の提出があった場合は、書類審査を実施する。得点の高かった5 者までをプレゼンテーション審査の対象とする。

（２）プレゼンテーション審査

令和7 年6 月4 日（水）に指定の場所で、審査委員会に対し、「7 企画提案書等の提出」で提出した企画提案に沿って説明すること。また、あわせて質疑応答も行う。

プレゼンテーションの時間及び場所（山形市役所庁舎内を予定）の詳細については、別途連絡する。

ア 説明要領

（ア） 参加できる人数は3 名以内とし、説明は原則当該業務の担当者が行うこと。

（イ） 時間は20 分以内（説明10 分以内、質疑応答10 分以内）とする。

（ウ） 順番は、申込受付順とする。

（エ） 他者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

（オ） 説明に際して、プロジェクター等機器を用いることができる。なお、協議会で準備する機材は、プロジェクター、スクリーン、パソコン、レーザーポインターとし、企画提案書等の提出にあわせて申し出ること。

イ 各審査委員の評価点の合計得点が最低基準点以上かつ最も高い1 者を、契約交渉順位第1 位の候補者（以下、「第1 位の候補者」という。）として選定し、採点基準点以上かつ2 番目に合計得点が高かった者を契約交渉順位第2 位の候補者（以下、「第2 位の候補者」という。）として選定する。合計得点の最も高い者が2 人以上いるときは、別表の企画提案の内容の評価点が高い者を上位とする。

ウ 企画提案をする者が1 者のみの場合であっても審査を実施するが、その場合、各審査委員の評価点の合計得点が最低基準点以上となった場合に限り、第1 位の候補者として選定する。

（２）失格

次に掲げる項目のいずれかに該当するものは、失格とし、審査の対象としない。

ア 提出した書類に虚偽の記載のあるもの。

イ 見積り金額に消費税及び地方消費税を加えた金額が8,849,000 円を超えるもの。

ウ 期間内に提出書類が提出されなかったもの。

エ 審査会の委員に対して、このプロポーザルに関する内容で直接間接を問わず接触を求めたもの又は接触したもの。

オ 審査結果に影響を与えるような工作をしたもの。

カ その他、実施要領に違反するもの。

(3) 審査結果

- ア 審査の結果は文書により通知し、山形市公式ホームページで公開する。なお、電話や手紙等による審査結果に関する問い合わせには一切応じない。
- イ 審査結果について、異議を申し立てることはできない。

9 公募型プロポーザル参加に際しての留意事項

- (1) 参加者は、参加申込書の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものとする。
- (2) 参加申込み後に辞退する場合は、辞退届（様式 11）にて届け出ること。
- (3) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (4) 提出された書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて参加者が負うものとする。
- (5) 書類の提出に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。また、造語及び略語は、専門用語又は一般用語を用いて初めて出た場所に定義を記述すること。
- (6) 複数の企画提案書の提出はできない。
- (7) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。（協議会が補正等を求める場合を除く。）
- (8) 公募型プロポーザルに要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (9) 選定された参加者の企画提案（プロポーザル）に盛り込まれた内容がすべて業務委託内容になるとは限らない。

10 契約に関する基本事項

(1) 契約交渉

第 1 位の候補者との協議が不調となったと協議会が判断した場合は、第 1 位の候補者との交渉を終了し、第 2 位の候補者を繰り上げ、協議を行う。

(2) 契約の締結

第 1 位の候補者と当該業務についての協議を行い、内容について合意の上、仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。なお、第 2 位の候補者を繰り上げた場合も同様とする。

(3) 委託料の支払方法

完了払いとする。ただし、当該業務の財源に国庫補助金を充てることから、協議会が国庫補助金の交付を確認した後に支払いを行うものとする。

11 その他

本公募型プロポーザルに係る提出書類については全て押印不要とする。

山形市地域公共交通計画見直し支援業務 公募型プロポーザル 評価基準表

評価項目		評価の参考	評価の視点	配点
1 業務実施能力 (業務実施体制の評価)	(1)業務実施体制等	管理技術者調書(様式7)	①本業務の管理技術者予定者は、業務遂行にあたり有効な資格や実績を有しているか	5
		業務実施体制書(様式9)	②本業務を遂行するにあたり十分な体制が確保されているか	5
	(2)業務実績	業務実績調書(様式6)	事業者は本業務を遂行するにあたり有効な実績を有しているか	10
2 企画提案の内容 (企画提案の評価)	(1)実施方針	企画提案書 I	山形市の地域や公共交通の状況特性を的確に確認把握、調査分析したうえで、実施方針が作成されているか	10
	(2)作業工程	企画提案書 II	作業工程に無理がなく、作業手順は効率的なものであるか	5
	(3)作業イメージ	企画提案書 III	①現計画の評価及び検証について、適切な手法が示されているか	5
			②上位・関連計画等の整理について、適切な手法が示されているか	5
			③地域社会(社会経済、自然環境、移動特性)や公共交通の現状整理について、有効な調査・分析手法が示されているか	10
			④各種データを的確に活用し、③の作業と合わせた重層的な分析により、課題を洗い出すための有効な調査・分析手法が示されているか	15
			⑤上記①～④の作業が、次期計画の目標や施策の検討に適切に反映されることが期待できるか	5
	(4)担当職員との調整	企画提案書 IV	協議会担当職員との円滑な調整、打合せが可能であるか	5
	(5)工夫提案	企画提案書 V	実績、ノウハウ、他事例等を活用した有効な提案が示されているか	10
3 価格について	業務価格	経費見積書(様式10)	評価点＝配点(10点)×(最低見積額÷当該参加者の見積額) ※少数点以下切捨	10
合計				100